

8月26日記者会見後まで
非公開

令和7年8月19日
臨時部長会議資料

1

長野農業振興地域整備計画書（案）に対する 市民意見等の募集（パブリックコメント）の 実施について

農林部農業政策課

募集期間	令和7年9月8日（月）から10月3日（金）まで（必着）
計画（案）の閲覧場所	農業政策課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ ※詳細図面については、農業政策課のみで閲覧
提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、ファックス、Eメール、持参

今後のスケジュール（案）

開催時期	会議等	内容
令和7年度	8月19日	臨時部長会議 計画案の内容及び パブリックコメントの実施について協議
	8月25日 26日	政策説明会 記者会見 計画案の内容及び パブリックコメントの実施について説明
	9月8日～ 10月3日	パブリックコメント及び関係機関からの意見聴取の実施
	11月中旬	農業振興審議会 パブリックコメント結果の報告、答申案決定
	1月下旬	農業振興審議会 市長へ答申
	2月上旬	部長会議 パブリックコメント結果の報告、計画案の決定
	2月中旬	政策説明会／記者会見 パブリックコメント結果及び計画案の説明
令和8年度	(R7年度末) ～令和9年1月	法定協議（県協議・公告・縦覧等）
	2月	部長会議 計画の決定
		政策説明会／記者会見 計画の公表
	3月	施行

長野農業振興地域整備計画とは

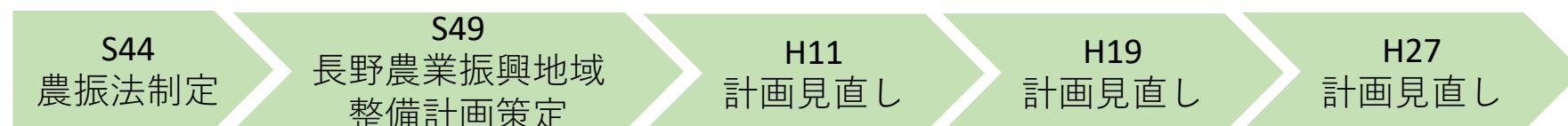
「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）」に基づき、農業の健全な発展と食料の安定供給を確保するため、秩序ある土地利用、農地の効率的な利用、優良農地の保全を図ることを目的に策定するものです。

国が策定する基本指針及び県が策定する農業振興地域整備基本方針との整合を図りながら、市町村が策定します（本市では昭和49年に策定）。

見直しの背景

農振法では、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、計画を変更することとされています。

前回の計画見直し（平成27年12月）から10年が経過し、この間、農業者の高齢化と農業の担い手・農地の減少、本市における「第二期長野市農業振興アクションプラン」や「地域計画」の策定、また、国においては「食料・農業・農村基本法」の一部改正等、農業を取り巻く社会情勢や施策が変化していることから、計画を見直すものであります。



計画期間

令和8年度から令和17年度まで

長野農業振興地域整備計画で定める事項は、農振法により、次のとおり規定されています。

- ① 農用地利用計画
- ② 農業生産基盤の整備開発計画
- ③ 農用地等の保全計画
- ④ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ⑤ 農業近代化施設の整備計画
- ⑥ 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画
- ⑦ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ⑧ 生活環境施設の整備計画

(1) 土地利用区分の方向

(※) 農用地区域：市町村が農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域

R7.4.1現在設定されている農用地区域 (※) 8,494haから、今回の見直しによる除外面積 236haを除いた8,258haについて農用地区域を設定します。

単位：ha

H27.12月 (前回見直し時点)	H27.12月以降 の隨時除外総面積	R7.4.1現在 農用地区域	今回の見直しによる 除外面積	今回の見直しによる 除外後の農用地区域
8,513	19	8,494	236	8,258

次に該当することになった土地を農用地区域から除外します。

- 自然山林 : 山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地（航空写真による確認）
 非農地 : 農業委員会において非農地決定された土地
 孤立農地 : 上記の自然山林・非農地を除外することによって集団的に存在する農用地から孤立する農地
 法定不適当地 : 道路など農用地等とすることが不適当な土地

単位 : ha

自然山林	非農地	孤立農地	法定不適当	総 計
21	196	3	16	236

(2) 農業上の土地利用の方向

将来の農用地区域面積について、これまでのすう勢が今後も継続した場合における農地面積の減少と本市の各土地利用計画を反映し、8,179haと推計します。

単位 : ha

農用地			採草放牧地			農業用施設用地			農用地区域合計		
現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
7,915	7,836	▲79	295	295	0	48	48	0	8,258	8,179	▲79

事項	主な内容
②農業生産基盤の整備開発計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した土地改良施設の改修を計画的に実施
③農用地等の保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地中間管理事業を活用した農地の流動化促進と担い手への利用集積 ■ 生分解性のマルチシートの導入のための支援等、環境にやさしい農業の推進
④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業委員等を中心とした農地利用の最適化活動や農家相談会の実施、企業等の農業への参入支援による農用地等の流動化促進 ■ 農作業の省力化や生産性向上のための農作業受委託の促進
⑤農業近代化施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ ロボット、AI、IoT等先端技術を活用したスマート化の推進
⑥農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業研修センターにおける担い手育成 ■ 関係機関と連携したサポートチームや新規就農者育成総合対策事業、親元就農者支援制度による新規就農の促進
⑦農業従事者の安定的な就業の促進計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の特性を生かした就業の場の確保
⑧生活環境施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農村環境改善センターなどが整備され、農業集落排水施設は計画地域全てで事業完了